

市立甲府病院医療安全体制等検証委員会設置要綱

平成24年7月17日

甲病第2号

(趣旨)

第1 ラジオアイソトープ（R I）検査において、日本核医学会の推奨投与量を越えて放射性医薬品を使用した問題を契機として、市立甲府病院における医療安全体制全般を客観的視点から評価・検証し、その結果を反映させることで医療安全に係る体制の再構築と向上を図るため、市立甲府病院医療安全体制等検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 委員会は、次の各号に関する事項の評価及び改善策を協議し、その結果を病院長に提言する。

- (1) 組織面及び運営面における安全管理体制に関すること
- (2) 安全管理教育に関すること
- (3) 医療事故、ヒヤリハットへの対応に関すること
- (4) 医療事故防止マニュアルに関すること
- (5) その他医療安全に関して病院長が要請するもの

(組織)

第3 委員会は、委員4名をもって構成する。

- 2 委員は専門的知識を有する者の中から、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選で選任し、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、原則として公開する。ただし、委員会が公開すべきでないと判断した場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

3 前項ただし書きの規定は、委員長が委員の同意を得てこれを決定するとともに理由を明らかにする。

4 会議の結果については、その概要をプライバシーに充分配慮しながら、市立甲府病院のホームページ上に掲載し公表する。

(委員以外の者の出席要請)

第7 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の専門的な知識を有する者に対して会議への出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 出席者の選定及び出席の要請は、委員長が委員の同意を得てこれを行う。

(守秘義務)

第8 委員は、委員会の職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。この場合において、委員の職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9 委員会の庶務は、市立甲府病院事務局総務課が行う。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。